

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表P F O S又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成二十二年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号）

<p>改正後</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表P F O S又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令</p>
<p>改正前</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表P F O S又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令</p>